

**政府の目標:** アルバイト、パート、派遣などすべての労働者の賃金の下限を定めるセーフティネット「最低賃金」については、できる限り早期に、すべての都道府県において800円以上を目指す。

(この目標が設定された理由)

平成22年9月現在の最低賃金は、最も低い県では時間当たり629円。仮に、この時給で年間2000時間働いたとしても、年収は126万円にとどまる。政府は、「人間らしい働きがいのある仕事」の実現に向けて、雇用・経済への影響にも配慮し、労使関係者との調整を行いながら、この目標の実現に取り組むこととしている。

**この目標を達成するために解決すべき課題は…雇用の担い手である中小企業の支援。**

賃金の引上げのためには、経営面での様々な工夫や、従業員の労働条件を定める「就業規則」改定など賃金制度の見直しが必要となる。

こうした課題に対応するため、次の3つの支援策(①全国、②業種別、③地域別)を実施する。

## ① 全国的支援策: ワン・ストップ & 無料の相談・支援体制を整備: 17億円

- ・ 生産方法や販売方法を改善したい…
- ・ 賃金制度の見直しはどうすれば…?



中小企業の担当者

経営面と労働面の相談をワン・ストップ & 無料で提供し、中小企業を支援する体制の整備(※)



※ 経済産業省(中小企業庁)と連携し、全国300箇所に整備

## ② 業種別支援策：4億円

業界団体(※)による、最低賃金の引上げに向けた環境整備の取組を助成する。

- ・ 例えば、研修、セミナーの実施など、生産性向上の取組。
- ・ 例えば、共同購入、省エネ、IT導入など、コスト削減の実験。
- ・ 例えば、市場調査。

助成金

〔 1団体上限  
2,000万円 〕

※最低賃金引上げの影響が大きい業種の、全国的な業界団体が対象。最低賃金引上げの影響が大きい業種には、例えば、飲食料品小売業、食料品製造業など、生活に身近な製品・サービスを扱う業種が含まれている。

## ③ 地域別支援策：41億円 (対象:最低賃金が680円以下の県(平成23年4月1日時点)の中小企業)

事業場内の最も低い時間給を、計画的に800円以上に引き上げる中小企業に対して、奨励金等を支給する。これによって地域の賃金水準の底上げを図る。

### 1. 賃金改善奨励金(31億円)

対象事業数:年間9,000事業場  
支給額:1事業場当たり15万円~70万円

内容:法定最低賃金の引上げに先行して、事業場内で最も低い時間給を、計画的に800円以上に引き上げる場合に、引上げ額、引上げ人数に応じて奨励金を支給

### 2. 業務改善等助成金(10億円)

対象事業場数:年間1,000事業場  
支給額:1事業場当たり上限100万円

内容:省力化設備・器具の導入、研修等を実施する中小企業に、上乘せで、その経費の一部を助成

+